

燕市史料館条例の一部改正について

燕市史料館条例（平成18年燕市条例第101号）の一部を次のように改正するものとする。

令和 6 年 3 月 6 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市史料館条例の一部を改正する条例

燕市史料館条例(平成18年燕市条例第101号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の2項を加える。

- 2 燕市長善館史料館に別館を置く。
- 3 別館の位置は、燕市栗生津99番地とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(燕市吉田老人いこいの家条例の廃止)
- 2 燕市吉田老人いこいの家条例(平成18年燕市条例第123号)は、廃止する。